

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定 (同) 四
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 四
- 都市計画の変更(二件) (都市計画課) 四
- 県営住宅家賃規程の一部を改正する告示 (住宅課) 五
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 一六
- 土地改良事業計画の変更の認可 (同) 一七
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁生涯学習課) 一七

告 示

○宮城県告示第七十三号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一三〇一九二九	ヘルパーステーションファミリア 栗原市築館源光十七番地二十九号	株式会社ファミリア	平成二十七年十一月十五日
○四七二七〇一二七五	Plus One ケアステーション 黒川郡富谷町日吉台二丁目二十四番地十セフィラ大富一〇三号	Plus One Care 株式会社	平成二十七年十二月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四六〇七九〇〇八二	訪問看護ステーションケアサポルト本郷 名取市本郷字町田七十九番地	株式会社ジェイバック	平成二十七年十二月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇七〇一一〇三	指定居宅サービス事業所ほつとなとり 名取市那智が丘一丁目十三番地八	社会福祉法人名取市社会福祉協議会	平成二十七年十一月一日
○四七〇二〇二七六三	フィットネス型リハサロン 石巻市立町二丁目七の十	株式会社ゼン・インターナショナル	平成二十七年十一月十五日
○四七一三〇一九三七	デイサービスセンターSA KURARA 栗原市若柳川北中町六十五番地二	有限会社誠愛会	平成二十七年十一月十五日
○四七〇三〇〇九〇六	ミック健康の森塩釜 塩竈市袖野田町三番六号	株式会社元気の森	平成二十七年十二月一日
○四七三一一〇一〇六一	デイサービス「ゆず」 遠田郡美里町二郷字小島三	合同会社しし座	平成二十七年十二月一日

〇四七一五〇二五〇〇	十三番一 デイサービス陽菜 大崎市古川宮内字下供輪堂 十五番地一	株式会社トウア・ジュ	平成二十七年 十二月十五日
〇四七一五〇二五一八	共生型福祉施設緑のそよ風 二号館 大崎市岩出山字細峰二番八	株式会社アーバンディレ クト	平成二十七年 十二月十五日

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇七七七	事業所の名称及び所在地 ジョイキープケア 多賀城市高橋一丁目八番十 九一二号	事業者の名称 株式会社JKC	指定年月日 平成二十七年 十二月一日
-------------------------	---	-------------------	--------------------------

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇七七七	事業所の名称及び所在地 ジョイキープケア 多賀城市高橋一丁目八番十 九一二号	事業者の名称 株式会社JKC	指定年月日 平成二十七年 十二月一日
-------------------------	---	-------------------	--------------------------

〇宮城県告示第七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇五七八	事業所の名称及び所在地 居宅介護支援事業所 白石市長町四十番地	事業者の名称 株式会社万緑	指定年月日 平成二十七年 十一月一日
〇四七三六〇〇四八四	ケアプランセンター慈恵園 本吉郡南三陸町入谷字童子 下百五十九番地二	社会福祉法人旭浦会	平成二十七年 十二月一日

〇宮城県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七一三〇一九二九	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションファ ミリア 栗原市築館源光十七番地二 十九号	事業者の名称 株式会社ファミリア	指定年月日 平成二十七年 十一月十五日
〇四七二七〇二二七五	Plus One ケアステ ーション 黒川郡富谷町日吉台二丁目 二十四番地十七フイラ大富 一〇三三号	Plus One Ca re 株式会社	平成二十七年 十二月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六〇七九〇〇八二	事業所の名称及び所在地 訪問看護ステーションケア サポルト本郷 名取市本郷字町田七十九番 地	事業者の名称 株式会社ジェイバック	指定年月日 平成二十七年 十二月一日
-------------------------	--	----------------------	--------------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇五五二	事業所の名称及び所在地 デイサービスセンター輪音 白石市東町三丁目六番五十 四号	事業者の名称 株式会社ハーモニック	指定年月日 平成二十七年 十一月一日
〇四七〇七〇一一〇三	指定居宅サービス事業所 ほつとなとり なちゆる 名取市那智が丘一丁目十三 番地八	社会福祉法人名取市社会 福祉協議会	平成二十七年 十一月一日
〇四七〇二〇二七六三	FK石巻 石巻市立町二丁目七の十	株式会社ゼン・インター ナショナル	平成二十七年 十一月十五日
〇四七一三〇一九三七	デイサービスセンターS A KURA 栗原市若柳川北中町六十五 番地二	有限会社誠愛会	平成二十七年 十一月十五日
〇四七〇三〇〇九〇六	ミック健康の森塩釜 塩釜市袖野田町三番六号	株式会社元気の森	平成二十七年 十二月一日

○四七三二〇一〇六一	デイサービス「ゆず」 遠田郡美里町二郷字小島三十三番一	合同会社しし座	平成二十七年 十二月一日
○四七一五〇二五〇〇	デイサービス陽菜 大崎市古川宮内字下供輪堂十五番地一	株式会社トゥア・ジユ	平成二十七年 十二月十五日
○四七一五〇二五一八	共生型福祉施設緑のそよ風 二号館 大崎市若出山字細峰二番八	株式会社アーバンディレクト	平成二十七年 十二月十五日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七〇九〇〇七四七	事業所の名称及び所在地 ジョイキープケア 多賀城市高橋一丁目八番十 九一二号	事業者の名称 株式会社JKC	指定年月日 平成二十七年 十二月一日
-------------------------	---	-------------------	--------------------------

五 介護予防特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七〇九〇〇七四七	事業所の名称及び所在地 ジョイキープケア 多賀城市高橋一丁目八番十 九一二号	事業者の名称 株式会社JKC	指定年月日 平成二十七年 十二月一日
-------------------------	---	-------------------	--------------------------

○宮城県告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七三二〇〇六五八	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションそよ 風 柴田郡柴田町西船迫四丁目 一番六十四号	事業者の名称 有会社エム・ケイライ フ	廃止年月日 平成二十七年 十二月三十一 日
-------------------------	--	---------------------------	--------------------------------

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二五九九	事業所の名称及び所在地 セカンドライフ石巻 石巻市鹿又字嘉右衛門三百 五十五	事業者の名称 株式会社三洋エル・アレ ンジ	廃止年月日 平成二十七年 十一月三十日
○四七一五〇一九三二	介護サポート悠和の家 大崎市古川長岡字新後田二 百二十七番地三	株式会社介護サポート悠 和の家	平成二十七年 十一月三十日
○四七三二〇〇九七一	デイサービス敬愛 柴田郡大河原町西桜町十三 番地八	有限会社ケイ	平成二十七年 十二月二十日
○四七〇五〇〇八一〇	あおぞらばらんデイサービ ス 気仙沼市所沢二百一番地一 一二	特定非営利活動法人なご み	平成二十七年 十二月三十一 日

○宮城県告示第七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七三二〇〇六五八	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションそよ 風 柴田郡柴田町西船迫四丁目 一番六十四号	事業者の名称 有会社エム・ケイライ フ	廃止年月日 平成二十七年 十二月三十一 日
-------------------------	--	---------------------------	--------------------------------

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二五九九	事業所の名称及び所在地 セカンドライフ石巻 石巻市鹿又字嘉右衛門三百 五十五	事業者の名称 株式会社三洋エル・アレ ンジ	廃止年月日 平成二十七年 十一月三十日
○四七一五〇一九三二	介護サポート悠和の家 大崎市古川長岡字新後田二 百二十七番地三	株式会社介護サポート悠 和の家	平成二十七年 十一月三十日
○四七三二〇〇九七一	デイサービス敬愛 柴田郡大河原町西桜町十三 番地八	有限会社ケイ	平成二十七年 十二月二十日

○四七〇五〇〇八一〇	あおぞらぼらんデイサービス 気仙沼市所沢二百一番地一 二	特定非営利活動法人なこみ	平成二十七年 十二月三十一日
------------	------------------------------------	--------------	-------------------

○宮城県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二一一〇〇二五八	しんせん長春館訪問介護事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	居宅介護 重度訪問介護	仙台やすらぎ通所介護株式会社	平成二十八年 一月一日

○宮城県告示第七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の第十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定一般相談支援の種類	設置者名	指定年月日
○四三〇五〇〇五〇四	相談支援事業所ふあみりーすベース陽だまり 気仙沼市新町五番十八号	地域移行支援 地域定着支援	一般社団法人 かもみーる	平成二十八年 一月一日

○宮城県告示第八十号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十八年一月二十六日から平成二十八年二月九日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十八年一月十二日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・三・百三十二号一國幹線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

塩竈市海岸通の一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画道路
 - 2 名称 三・三・二百五十一号国道幹線
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
- 1 追加する部分

大衡村大衡字柵木、同字赤坂、同字座府、同字河原、同字針東、同字萱刈場、同字吹付前、駒場字上横前、同字欠下、及び同字蕨崎の各一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第八十三号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年一月二十六日

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。
本則第一号の表を次のように改める。

住宅名		所在地		建設年度		構造		一戸当たり 住戸専用面 積（平方メ ートル）		利便性		応益係数		近傍同種の 住宅家賃	
県営黒松第一住宅		仙台市		平成二年度	中層耐 火造	五六・一	〇・九五八七	〇・六九五三	五四、三〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	昭和四十四 年度	同	六七・二	〇・九五八七	〇・八三三九	六四、一〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	八六・〇	〇・九五八七	一・〇六五九	八二、〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	三三・六	〇・九〇〇〇	〇・二七九五	一八、九〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	四〇・二	〇・九〇〇一	〇・三三四五	二〇、一〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	五四・六	〇・九五〇〇	〇・七〇七〇	九二、四〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	五四・六	〇・九五〇一	〇・七〇七一	九二、六〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	五六・四	〇・九五〇一	〇・七三〇三	九五、五〇〇円	同	同	同	同	同	同

県営折立住宅

同

同	同	平成九年度	同	同	同	同	同	同	同	平成八年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇	六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	七四・九	六八・六	六六・〇	六六・〇	六六・〇	六三・四	六三・四
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇〇	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇一	〇・九五〇〇
〇・九二七九	〇・八八七五	〇・七六五一	一・〇五八六	一・〇二二三	〇・九一六五	〇・八八二〇	〇・八七六六	〇・八四二二	〇・七五五七	〇・七三〇五	一・〇三三二	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・八八八三	〇・八五四六	〇・八五四六	〇・八五四五	〇・八二〇九	〇・八二〇九
一一三、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	九三、三〇〇円	一三八、三〇〇円	一三一、五〇〇円	一一一、一〇〇円	一一五、八〇〇円	一一五、二〇〇円	一〇九、九〇〇円	九九、八〇〇円	九六、一〇〇円	一三三、一〇〇円	一二五、四〇〇円	一二五、二〇〇円	一一五、九〇〇円	一一一、七〇〇円	一一一、三〇〇円	一一一、五〇〇円	一〇七、二〇〇円	一〇七、〇〇〇円

県宮新坂住宅 (身体障害者向け住宅)			県宮新坂住宅										県宮桜ヶ丘住宅							
同			同										同							
同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 二 年 度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同
六二・四	五四・五	五二・九	七六・八	六三・六	六三・六	五四・二	七三・五	六二・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	五七・〇	五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・一	七九・七	
〇・九六七〇	〇・九六七〇	〇・九六七〇	〇・九六七〇	〇・九六七〇	〇・九六七〇	〇・九六七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九〇七〇	〇・九〇七〇	〇・九〇七〇	〇・九〇七〇	〇・九〇七〇	〇・九〇七〇	〇・九〇七〇	〇・九五〇〇	
〇・六六三七	〇・五七九六	〇・五六二六	〇・九八六二	〇・八一六六	〇・八一六六	〇・六九五九	〇・七四一三	〇・六三三四	〇・六一八二	〇・五九七一	〇・四五八八	〇・六三〇七	〇・五五〇五	〇・五四五七	〇・五四五七	〇・四四一三	〇・四四一三	〇・四三五五	一・〇七一八	
六二、六〇〇円	五五、五〇〇円	五三、五〇〇円	九七、三〇〇円	八〇、七〇〇円	八〇、七〇〇円	六八、八〇〇円	七〇、八〇〇円	六〇、八〇〇円	五九、四〇〇円	五七、五〇〇円	四四、一〇〇円	六七、五〇〇円	五六、六〇〇円	六〇、九〇〇円	五六、四〇〇円	五〇、七〇〇円	四九、〇〇〇円	四九、二〇〇円	二二八、三〇〇円	

県宮広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)		県宮広瀬住宅																	
同		同																	
平 成 二 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	昭 和 五 十 九 年 度
高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造
五二・四	七一・三	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	七一・三	五六・六
〇・九六八七	〇・九五三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三
〇・六五六二	〇・八〇七〇	〇・九六三三	〇・九二四六	〇・八〇九九	〇・七六五六	〇・六四二九	〇・九四九八	〇・九二一七	〇・七九八六	〇・七五四九	〇・六三三九	〇・九二一〇	〇・八八五九	〇・七七六〇	〇・七三三五	〇・六一六〇	〇・八九八八	〇・七六四七	〇・六〇七〇
五〇、八〇〇円	六八、六〇〇円	八二、七〇〇円	七八、九〇〇円	七〇、三〇〇円	六六、〇〇〇円	五五、八〇〇円	八三、九〇〇円	八〇、七〇〇円	七〇、八〇〇円	六七、二〇〇円	五六、四〇〇円	八一、三〇〇円	七九、三〇〇円	六九、〇〇〇円	六六、二〇〇円	五四、九〇〇円	八〇、七〇〇円	六八、五〇〇円	五四、五〇〇円

県宮槌の杜住宅								県宮安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)			県宮支倉住宅									
同								同			同									
同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七 六 ・ 一	六 七 ・ 三	六 一 ・ 二	五 一 ・ 三	五 〇 ・ 四	七 七 ・ 七	七 五 ・ 三	六 一 ・ 七	五 一 ・ 五	三 一 ・ 四	三 一 ・ 四	七 九 ・ 四	六 八 ・ 〇	六 六 ・ 〇	六 六 ・ 〇	六 五 ・ 八	六 五 ・ 八	六 五 ・ 三	五 三 ・ 三	五 二 ・ 八	
〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 六 〇	〇 ・ 九 五 一 四	〇 ・ 九 五 一 四	〇 ・ 九 六 八 七	〇 ・ 九 六 八 七	〇 ・ 九 六 八 七	〇 ・ 九 六 八 七	〇 ・ 九 六 八 七	〇 ・ 九 六 八 七	〇 ・ 九 六 八 七	〇 ・ 九 六 八 七	〇 ・ 九 六 八 七	
〇 ・ 八 三 八 四	〇 ・ 七 四 一 五	〇 ・ 六 七 四 三	〇 ・ 五 六 五 二	〇 ・ 五 五 五 二	〇 ・ 八 五 六 一	〇 ・ 八 二 九 六	〇 ・ 六 七 九 八	〇 ・ 五 六 七 四	〇 ・ 一 八 二 九	〇 ・ 一 七 四 八	〇 ・ 九 九 四 四	〇 ・ 八 五 一 六	〇 ・ 八 二 六 五	〇 ・ 八 二 六 五	〇 ・ 八 二 四 一	〇 ・ 八 二 四 一	〇 ・ 八 一 七 八	〇 ・ 六 六 七 五	〇 ・ 六 六 一 二	
八 四 、 九 〇 〇 円	七 五 、 二 〇 〇 円	六 七 、 五 〇 〇 円	五 七 、 四 〇 〇 円	五 六 、 四 〇 〇 円	八 五 、 七 〇 〇 円	八 四 、 一 〇 〇 円	六 七 、 〇 〇 〇 円	五 六 、 五 〇 〇 円	三 三 、 〇 〇 〇 円	三 三 、 四 〇 〇 円	七 六 、 九 〇 〇 円	六 五 、 四 〇 〇 円	六 三 、 八 〇 〇 円	六 三 、 五 〇 〇 円	六 三 、 七 〇 〇 円	六 三 、 三 〇 〇 円	六 二 、 九 〇 〇 円	五 一 、 六 〇 〇 円	五 〇 、 九 〇 〇 円	

県宮六丁目東住宅						県宮六丁目住宅		県宮中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		県宮中倉住宅		県宮燕沢住宅			県宮岩切住宅		県宮蒲生住宅			
同						同		同		同		同			同		同			
昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	昭 和 六 十 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度		
中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	中 層 耐 火 造	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造		
五 五 ・ 九	八 二 ・ 四	七 九 ・ 九	七 八 ・ 五	六 七 ・ 七	六 五 ・ 二	五 二 ・ 五	六 〇 ・ 七	五 九 ・ 二	五 九 ・ 二	六 二 ・ 三	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	七 二 ・ 二	六 四 ・ 六	六 〇 ・ 五	
〇 ・ 九 〇 〇 二	〇 ・ 九 一 〇 七	〇 ・ 九 一 〇 七	〇 ・ 九 一 〇 七	〇 ・ 九 一 〇 七	〇 ・ 九 一 〇 七	〇 ・ 九 一 〇 七	〇 ・ 九 一 四 五	〇 ・ 九 七 七 七	〇 ・ 九 三 七 七	〇 ・ 九 三 七 七	〇 ・ 九 三 二 九	〇 ・ 九 三 二 九	〇 ・ 九 三 二 九	〇 ・ 九 三 二 九	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 九	〇 ・ 九 〇 〇 九	〇 ・ 九 〇 〇 九	
〇 ・ 五 三 五 八	〇 ・ 九 一 七 五	〇 ・ 八 八 九 七	〇 ・ 八 七 四 〇	〇 ・ 七 五 三 八	〇 ・ 七 五 三 九	〇 ・ 五 八 四 五	〇 ・ 六 三 九 七	〇 ・ 六 四 三 四	〇 ・ 六 一 〇 三	〇 ・ 六 四 三 三	〇 ・ 七 四 四 三	〇 ・ 六 五 三 九	〇 ・ 七 三 三 四	〇 ・ 六 四 四 四	〇 ・ 七 〇 三	〇 ・ 六 三 三 九	〇 ・ 七 六 一 〇	〇 ・ 六 八 〇 九	〇 ・ 六 八 〇 九	〇 ・ 六 三 七 七
四 二 、 四 〇 〇 円	九 一 、 四 〇 〇 円	八 八 、 三 〇 〇 円	八 八 、 四 〇 〇 円	七 五 、 五 〇 〇 円	七 三 、 四 〇 〇 円	五 八 、 九 〇 〇 円	五 九 、 四 〇 〇 円	五 七 、 六 〇 〇 円	五 七 、 一 〇 〇 円	五 五 、 五 〇 〇 円	七 三 、 四 〇 〇 円	六 四 、 八 〇 〇 円	七 〇 、 〇 〇 〇 円	六 一 、 九 〇 〇 円	六 三 、 三 〇 〇 円	五 六 、 三 〇 〇 円	七 〇 、 一 〇 〇 円	六 二 、 八 〇 〇 円	六 二 、 八 〇 〇 円	五 八 、 九 〇 〇 円

県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)	県営将監第一住宅										県営黒松第三住宅			県営黒松第二住宅			県営太白住宅			
	同										同			同			同			
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 四 十 年 度	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	五九・三	五七・〇	五九・三
	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九四三	〇・九八四	〇・九八四	〇・九八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九〇二	〇・九〇二	〇・九〇二
	〇・四五九一	〇・九三〇九	〇・八八六一	〇・九〇九一	〇・八一四九	〇・七四六四	〇・六八一三	〇・四五九一	〇・四六四八	〇・四四五八	〇・三四六二	〇・三三四八	〇・三三八三	〇・三三二六	〇・三二六一	〇・三〇九六	〇・三〇九六	〇・五七七八	〇・五五五四	〇・五六八四
五七、四〇〇円	一一四、三〇〇円	九五、三〇〇円	一一五、〇〇〇円	七七、三〇〇円	九九、一〇〇円	九六、八〇〇円	五七、四〇〇円	五七、一〇〇円	四七、八〇〇円	二六、五〇〇円	二八、五〇〇円	二六、二〇〇円	二九、七〇〇円	二八、三〇〇円	二八、一〇〇円	二七、一〇〇円	四四、五〇〇円	四三、〇〇〇円	四四、八〇〇円	

県営将監第五住宅					県営将監第四住宅			県営将監第三住宅			県営将監第二住宅								
同					同			同			同								
昭 和 五 十 五 年 度	昭 和 五 十 八 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	
同	中層耐 火造	同	簡易耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五七・〇	六〇・七	六一・四	六一・四	五七・九	四四・六	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四三・五	八一・七	七九・九	六四・三	五八・二	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	
〇・九〇七六	〇・九三三九	〇・九三三九	〇・九二一六	〇・九三三九	〇・九三三九	〇・九六一六	〇・九二一六	〇・九六四二	〇・九四二	〇・九四二	〇・九六一九	〇・九六一九	〇・九六一九	〇・九六一九	〇・九六一九	〇・九六一九	〇・九二一九	〇・九二一九	
〇・五七八一	〇・六四九〇	〇・五七七八	〇・五七六四	〇・五三五六	〇・四二二五	〇・四六五六	〇・三八七四	〇・四九三六	〇・四二二七	〇・三八八六	〇・九三八六	〇・九〇九七	〇・七三八七	〇・六六八六	〇・四六八七	〇・四六四四	〇・四三七〇	〇・三五七〇	
五〇、一〇〇円	六六、二〇〇円	四四、六〇〇円	四三、二〇〇円	四二、一〇〇円	三四、六〇〇円	四六、六〇〇円	三一、一〇〇円	四六、六〇〇円	三一、一〇〇円	三一、九〇〇円	一〇九、九〇〇円	一〇八、二〇〇円	八三、四〇〇円	八一、五〇〇円	五四、九〇〇円	五四、一〇〇円	四一、二〇〇円	二五、七〇〇円	二四、二〇〇円

県営黒松第四住宅	県営加茂第三住宅	県営七北田住宅					県営虹の丘住宅	県営加茂第一住宅									県営加茂住宅		
同	同	同					同	同									同		
同	同	平成元年度	同	同	同	昭和六十三年	同	昭和六十一年	同	同	昭和六十三年	同	同	昭和六十年	同	同	昭和五十八年	同	昭和五十七年
同	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二	六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一
〇・九二八八	〇・九一七九	〇・九一七九	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九一九三	〇・九一九三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇七六	〇・九〇七六
〇・七二一九	〇・八〇〇七	〇・七〇三五	〇・九五〇八	〇・九三五八	〇・八三五二	〇・七二五六	〇・七六八八	〇・六七五五	〇・八二四八	〇・七三〇八	〇・六九一一	〇・七九〇三	〇・七〇七一	〇・六六三三	〇・六八六五	〇・六四五一	〇・六四一九	〇・七二五五	〇・六二八七
五九、八〇〇円	六四、七〇〇円	五七、六〇〇円	八六、八〇〇円	八一、三〇〇円	七六、九〇〇円	六七、〇〇〇円	七九、一〇〇円	六九、五〇〇円	七〇、六〇〇円	六三、三〇〇円	五九、七〇〇円	七三、二〇〇円	六五、六〇〇円	六一、六〇〇円	六四、四〇〇円	六〇、七〇〇円	六〇、五〇〇円	六三、一〇〇円	五六、二〇〇円

県営松陵住宅																			
同																			
平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成三年度	同
中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同
五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四
〇・九九二七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九二八八
〇・五〇四八	一・〇六九一	〇・九二二五	〇・八八三七	〇・七六三六	〇・七五三一	一・〇四二六	〇・八七〇六	〇・七三三七	〇・六六〇四	一・〇二七八	〇・八八六〇	〇・八四九六	〇・七三四一	〇・七三四〇	一・〇〇二四	〇・八三七〇	〇・六九七七	〇・六三四九	〇・八一〇二
六四、六〇〇円	一三三、四〇〇円	一〇六、四〇〇円	一〇二、三〇〇円	八七、六〇〇円	八七、二〇〇円	一一六、七〇〇円	九三、二〇〇円	七六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	八八、五〇〇円	七六、二〇〇円	七三、一〇〇円	六三、一〇〇円	六一、八〇〇円	八五、二〇〇円	七〇、八〇〇円	五八、九〇〇円	五三、八〇〇円	六六、四〇〇円

県宮石巻蛇田住宅

石巻市

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六
〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七	〇・九九二七
〇・六七〇七	〇・六六八七	〇・六六四六	〇・六四七四	〇・六四五四	〇・六四〇三	〇・六三八二	〇・五三三七	〇・五一一四	〇・七九五三	〇・七四九二	〇・六六八一	〇・六六二二	〇・六六一一	〇・六五六一	〇・六三九一	〇・六三七〇	〇・六三三〇	〇・六三〇〇	〇・五二六九
八九、六〇〇円	九〇、三〇〇円	九〇、九〇〇円	八七、〇〇〇円	八五、八〇〇円	八六、七〇〇円	八七、三〇〇円	七三、四〇〇円	六九、七〇〇円	九九、六〇〇円	九三、九〇〇円	八六、一〇〇円	八三、〇〇〇円	八三、六〇〇円	八四、二〇〇円	八〇、五〇〇円	七九、五〇〇円	八〇、三〇〇円	八〇、九〇〇円	六七、一〇〇円

県宮河南鹿又住宅	県宮石巻吉野住宅 (身体障害者向け住宅)	県宮石巻吉野住宅							県宮石巻鹿妻住宅							県宮石巻水押住宅				
同	同	同							同							同				
同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	
同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六四・六	六〇・五	六三・二	七七・二	七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	
〇・九一八一	〇・九一八一	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九二〇九	〇・九二〇九	〇・九二〇九	〇・九二〇九	〇・九二〇九	〇・九二〇六	〇・九二〇六	〇・九七一	〇・九七一	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	
〇・五二〇四	〇・四八七四	〇・五四四五	〇・六八二二	〇・六〇九六	〇・五一四三	〇・五〇六二	〇・四〇二八	〇・四九八六	〇・四四三三	〇・四一七九	〇・三三六四	〇・四一一一	〇・四一一〇	〇・四〇四二	〇・三六六五	〇・三三九三	〇・八〇五七	〇・七五九〇	〇・六七六八	
五七、七〇〇円	五四、四〇〇円	五七、二〇〇円	七三、四〇〇円	七〇、四〇〇円	六〇、二〇〇円	五八、八〇〇円	四七、三〇〇円	四四、四〇〇円	三九、五〇〇円	三七、五〇〇円	三〇、八〇〇円	三八、六〇〇円	三八、六〇〇円	三六、五〇〇円	三六、五〇〇円	三三、一〇〇円	一〇七、五〇〇円	一〇〇、三〇〇円	九二、九〇〇円	

宅 県宮塩釜清水沢住		宅 県宮石巻渡波住宅 老人世帯向け住宅		宅 県宮石巻渡波住宅		宅 県宮石巻西境谷地住宅		宅 県宮石巻黄金浜住		宅 県宮石巻門脇住宅		宅 県宮桃生中津山住							
塩竈市		同		同		同		同		同		同							
同	平成元年度	同	同	昭五十一年度	同	昭五十年度	同	同	同	平成四年度	同	昭六十三年度	昭六十三年度						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造						
六四・〇	五一・〇	五七・九	五一・二	三二・七	五七・九	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四		
〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九三四六	〇・九三四六	〇・九三四六	〇・九三四六	〇・九三四六	〇・九七二六	〇・九七二六	〇・九七二六	〇・九七二六	〇・九七二七	〇・九七二七	〇・九七二七	〇・九三五四	〇・九三五四	〇・九一六八	〇・九一六八		
〇・五七八二	〇・四六〇七	〇・四二五〇	〇・三七五八	〇・二四〇〇	〇・四一七九	〇・三六九五	〇・六七三六	〇・五七五五	〇・八〇二五	〇・六七三六	〇・七〇四五	〇・六四六四	〇・四六七四	〇・六一四九	〇・五四〇三	〇・六〇三五	〇・五八三三		
四六、二〇〇円	三六、八〇〇円	三五、五〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、六〇〇円	三三、三〇〇円	二九、五〇〇円	九九、四〇〇円	八五、一〇〇円	一一八、二〇〇円	九九、四〇〇円	五三、八〇〇円	五三、六〇〇円	三六、五〇〇円	四五、九〇〇円	四〇、九〇〇円	六一、二〇〇円	五三、九〇〇円	四一、八〇〇円	四一、〇〇〇円

宅 県宮気仙沼鹿折住		宅 県宮塩釜舟入住宅		宅 県宮塩釜天満崎住		宅 県宮塩釜北浜住宅		宅 県宮塩釜庚塚住宅		宅 県宮塩釜北浜住宅		宅 県宮塩釜庚塚住宅							
気仙沼市		同		同		同		同		同		同							
昭五十三年度	同	昭五十一年度	同	同	同	昭六十二年度	同	昭五十六年度	同	昭五十五年度	同	昭五十四年度	同	平成四年度	同	同	同		
同	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・二	六九・〇	六八・七	六八・四	五七・〇	六一・八	五九・三	六三・一	五九・三	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	六一・〇	七七・七	六四・六
〇・九二四八	〇・九二四八	〇・九二四八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三五	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九四四六
〇・三六三八	〇・三五二〇	〇・三四三三	〇・六八五八	〇・六七九八	〇・五九二二	〇・五八九七	〇・五八七一	〇・四八九二	〇・四九〇四	〇・四七〇六	〇・四九三二	〇・四六四七	〇・四四六七	〇・七三〇九	〇・六〇七七	〇・六〇二二	〇・四七九八	〇・七二〇〇	〇・五八三六
三三、二〇〇円	三三、五〇〇円	三三、九〇〇円	六九、六〇〇円	六八、八〇〇円	六〇、一〇〇円	五九、八〇〇円	五九、六〇〇円	四九、七〇〇円	四〇、二〇〇円	三七、七〇〇円	三七、六〇〇円	三七、六〇〇円	三六、四〇〇円	七七、二〇〇円	六四、二〇〇円	六三、六〇〇円	五〇、七〇〇円	五六、〇〇〇円	四六、六〇〇円

			県営名取名取が丘 四丁目住宅				県営名取飯野坂住 宅						県営名取田高住宅			県営白石寿山住宅		県営本吉大沢住宅	
			同				同						名取市			白石市		同	
同	同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	平 成 元 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	木 造
六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四
〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六四五	〇・九六四五	〇・九六四五	〇・九六四五	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九二五四	〇・九二五四	〇・九二五四	〇・九一六五	〇・九一六五	〇・九一五一	〇・九一五一
〇・六七四八	〇・六〇三三	〇・五七一	〇・八三七二	〇・七四九九	〇・六九九八	〇・五八五八	〇・八一六七	〇・七四六一	〇・七四四一	〇・六八二七	〇・六四九一	〇・四九三六	〇・四三三三	〇・四〇八七	〇・三九八六	〇・三〇一九	〇・三〇一九	〇・四九七九	〇・四八〇六
七八、一〇〇円	六八、〇〇〇円	六五、一〇〇円	一一、九〇〇円	一〇、三〇〇円	九六、四〇〇円	八三、三〇〇円	六九、七〇〇円	六一、三〇〇円	六一、三〇〇円	六一、一〇〇円	五五、四〇〇円	四二、二〇〇円	三八、一〇〇円	三五、四〇〇円	三四、七〇〇円	二八、〇〇〇円	二一、五〇〇円	四四、七〇〇円	四三、五〇〇円

			県営角田横倉住宅			県営名取増田住宅						県営名取手倉田第 二住宅			県営名取谷津山住 宅					
			角田市			同						同			同					
昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 三 十 五 年 度	昭 和 三 十 四 年 度	昭 和 三 十 三 年 度	同	平 成 五 年 度	同	同	平 成 三 年 度	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 六 十 年 度	同	同	平 成 二 十 五 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	七六・七	六五・〇	三八・〇	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	
〇・九二五二	〇・九二五二	〇・九二五二	〇・九二五二	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九四四九	〇・九四四九	〇・九九四五	〇・九九四五	〇・九九四五	〇・九四四五	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇
〇・二七七五	〇・二三四四	〇・二二五三	〇・二二〇三	〇・六六五七	〇・五七六二	〇・八三三三	〇・七〇〇八	〇・五八五〇	〇・五六一〇	〇・五五二九	〇・九二七八	〇・七八六二	〇・四五九六	〇・五二九九	〇・八二五一	〇・七七六四	〇・七〇九〇	〇・六九九六	〇・六七八九	
一八、四〇〇円	一三、一〇〇円	一一、二〇〇円	一一、二〇〇円	九六、三〇〇円	八四、九〇〇円	五九、九〇〇円	五〇、四〇〇円	四二、四〇〇円	五一、一〇〇円	四九、八〇〇円	一一六、二〇〇円	九八、六〇〇円	五七、六〇〇円	四五、七〇〇円	九二、七〇〇円	八八、〇〇〇円	七九、九〇〇円	八〇、二〇〇円	七七、一〇〇円	

		県宮岩沼亀塚住宅				宅 県宮多賀城浮島住				宅 県宮多賀城中峯元	宅 県宮多賀城大代住	宅 県宮多賀城八幡住							
		岩沼市				同				同	同	多賀城市							
同	昭五十年	同	同	昭四十九	昭四十七	同	同	昭五十三	昭五十二	昭五十年	同	平成三年度	同	同	昭六十一	同	同	同	昭六十年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	同	同	高層耐 火造
四六・五	四六・五	五七・九	四六・五	四四・六	四三・五	六六・七	五五・九	四五・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	六八・二	五五・三	六八・九	六八・九	六二・〇	五三・六
〇・九三二二	〇・九三二二	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九五〇〇	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九七六六	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九二五二	〇・九二五二	〇・九二五二	〇・九二五二	〇・九二五二	〇・九二五二	〇・九二五二
〇・三三六九	〇・三三六九	〇・四一四一	〇・三三三五	〇・三二八九	〇・三〇二八	〇・五七八一	〇・四八四五	〇・三九〇〇	〇・四八六〇	〇・三七三四	〇・七二八七	〇・五八九四	〇・七五六一	〇・六五八六	〇・五三四〇	〇・六五五八	〇・六五五八	〇・五九〇一	〇・五二〇二
三三、七〇〇円	二九、七〇〇円	二九、五〇〇円	三三、七〇〇円	三三、八〇〇円	三三、三〇〇円	四七、一〇〇円	三九、八〇〇円	三三、四〇〇円	四〇、五〇〇円	三三、二〇〇円	五五、四〇〇円	四五、〇〇〇円	七五、八〇〇円	六六、三〇〇円	五四、一〇〇円	六四、二〇〇円	六三、四〇〇円	五八、二〇〇円	五〇、二〇〇円

県宮追萩洗住宅				宅 県宮登米前舟橋住	県宮岩沼千貫住宅				宅 県宮岩沼相の原住 (身体障害者向け住宅)	宅 県宮岩沼相の原住									
同				登米市	同				同	同									
同	同	同	平成四年度	平成三年度	同	昭六十一	同	昭五十五	同	昭五十一	昭五十六	同	同	同	同	同	昭五十一	同	同
同	同	同	中層耐 火造	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・四	六〇・一	六七・五	五九・二	五七・九	五七・九	六一・八	五七・九	五七・九	五七・九	五一・三	五一・三	五一・三	五一・二	四六・五
〇・九九五九	〇・九九五九	〇・九九五九	〇・九九五九	〇・九八六一	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九八八二	〇・九八八二	〇・九九五五	〇・九八八二	〇・九八八二	〇・九三八二	〇・九八八二	〇・九三八二	〇・九三八二	〇・九三八二	〇・九八八二
〇・七三四八	〇・六〇三五	〇・五九八九	〇・四七七六	〇・五六一六	〇・五七九二	〇・五〇八九	〇・五三三三	〇・四五八一	〇・四四九四	〇・四四九四	〇・四八八九	〇・四八八九	〇・四二六六	〇・四二六六	〇・四八八八	〇・三七八〇	〇・三七八〇	〇・三七〇九	〇・三八六二
五三、六〇〇円	四四、五〇〇円	四四、五〇〇円	三五、四〇〇円	五一、九〇〇円	五二、二〇〇円	四五、六〇〇円	四五、七〇〇円	四〇、一〇〇円	三八、六〇〇円	三七、九〇〇円	四七、六〇〇円	五三、二〇〇円	三八、六〇〇円	三七、九〇〇円	四七、四〇〇円	三四、〇〇〇円	三三、五〇〇円	三〇、二〇〇円	四八、〇〇〇円

県営矢本下浦住宅 東松島市						県営若柳新堤下住宅	県営築館久住住宅			県営鷺沢柳沢住宅		県営若柳川南第二住宅		県営築館萩沢住宅		県営若柳川南住宅 栗原市				
同	昭和三十五年	昭和三十五年	昭和三十五年	同	昭和三十五年	同	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和三十六年度	同	同	同	同	同	平成七年度
同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同
五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	
〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九七四八	〇・九七三九	〇・九七三九	〇・九七三九	〇・九五五三	〇・九五五三	〇・九二六五	〇・九二六五	〇・九四二二	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九九五九	〇・九九五九	
〇・四二四〇	〇・四〇七五	〇・四〇〇九	〇・三八六七	〇・三四八二	〇・三一六三	〇・六四一五	〇・六一五五	〇・五九一一	〇・五一五〇	〇・五六七〇	〇・五五四〇	〇・五〇二二	〇・四九二四	〇・四五三七	〇・七六七三	〇・六五二三	〇・五四一一	〇・六六四〇	〇・六三五一	
四三、〇〇〇円	四一、七〇〇円	三八、六〇〇円	三八、四〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、六〇〇円	九三、六〇〇円	四九、六〇〇円	四七、七〇〇円	四一、五〇〇円	四三、九〇〇円	四三、三〇〇円	四四、五〇〇円	四三、七〇〇円	四二、五〇〇円	一〇八、八〇〇円	九五、〇〇〇円	八三、二〇〇円	九二、六〇〇円	八九、四〇〇円	

県営古川李埜住宅						県営三本木西浦住宅	県営古川福浦住宅			県営鹿島台福芦住宅		県営鳴瀬中央第二住宅	県営矢本赤井住宅			県営鳴瀬中央住宅		県営鳴瀬小野住宅		
同	平成十年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	昭和三十六年度	昭和三十五年	同	昭和三十五年	平成八年度	同	平成三年度	同	平成二年度	昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	
同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	木造
六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五	六七・五	六七・五	
〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九二二四	〇・九二二〇	〇・九二二〇	〇・九二二〇	〇・九一九一	〇・九一九一	〇・九一九一	〇・九六二〇	〇・九七八一	〇・九七八一	〇・九七八一	〇・九七八一	〇・九三三六	〇・九一九六	〇・九一九六	
〇・六五二二	〇・六九七五	〇・六二〇七	〇・六一九九	〇・五四四〇	〇・四九一九	〇・四九一九	〇・四八九一	〇・四八三四	〇・三七六六	〇・三八三五	〇・三三九一	〇・六七九四	〇・五九四三	〇・五九二一	〇・五八〇七	〇・五七七五	〇・四八二二	〇・四六七三	〇・四五五四	
一〇八、三〇〇円	五四、〇〇〇円	五〇、六〇〇円	五〇、六〇〇円	四二、一〇〇円	四〇、五〇〇円	四四、八〇〇円	四四、八〇〇円	四四、八〇〇円	三三、七〇〇円	三四、九〇〇円	三三、八〇〇円	九六、二〇〇円	三七、二〇〇円	三七、一〇〇円	三五、九〇〇円	三五、九〇〇円	四五、七〇〇円	四六、〇〇〇円	四五、三〇〇円	

県営村田石生住宅	県営大河原結ヶ丘住宅					県営大河原上谷住宅	県営蔵王井戸井住宅					県営松山金谷住宅		県営古川李峰住宅(老人世帯向け住宅)					
田町柴田郡村	同					河原町柴田郡大	王刘田郡蔵					同		同					
昭和三十九年度	昭和三十九年度	同	同	同	平成六年度	昭和三十九年度	同	平成六年度	同	同	平成四年度	同	平成四年度	平成十四年度	平成十年度	同	同	平成十四年度	同
同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同	高層耐火造	同
六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一	六三・二	七八・九
〇・九〇五七	〇・九〇五七	〇・九五五三	〇・九五五三	〇・九五五三	〇・九五五三	〇・九〇一一	〇・九八一三	〇・九八一三	〇・九八一三	〇・九八一三	〇・九八一三	〇・九六一八	〇・九六一八	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七
〇・四二八五	〇・四〇五六	〇・六六四六	〇・六六二二	〇・六二四六	〇・六二二三	〇・三三三五	〇・六四六〇	〇・六二七九	〇・六二〇二	〇・五九五六	〇・五一九〇	〇・六三七九	〇・六三四六	〇・六四三三	〇・五三〇七	〇・七四二二	〇・六四三三	〇・六二四五	〇・七六六八
二六、五〇〇円	二五、七〇〇円	一一、八〇〇円	一一、二〇〇円	一一、六〇〇円	一一、四〇〇〇円	三三、五〇〇円	八七、八〇〇円	八四、八〇〇円	五三、七〇〇円	五〇、六〇〇円	四四、一〇〇円	九一、六〇〇円	九一、一〇〇円	九八、五〇〇円	九四、一〇〇円	一〇八、九〇〇円	九八、五〇〇円	九六、五〇〇円	一一、七〇〇円

県営柴田槻木住宅(老人世帯向け住宅)			県営柴田槻木住宅(身体障害者向け住宅)			県営柴田槻木住宅					県営柴田東船岡住宅		県営柴田船迫住宅						
同			同			同					同		柴田郡柴田町						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同	同	同	中層耐火造
五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五	六一・八	五九・三
〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九九三	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九八七九	〇・九八七九	〇・九八七九	〇・九七七九	〇・九七七九	〇・九七七九	〇・九三七九
〇・五七九一	〇・四九六五	〇・四九六五	〇・六七六四	〇・四九六五	〇・四九六五	〇・七七五七	〇・六七六四	〇・六七六四	〇・五七九一	〇・六七六四	〇・六一七一	〇・六一〇八	〇・六六八五	〇・六一三四	〇・四四三五	〇・五三三四	〇・四九九五	〇・四六〇五	〇・四三五〇
九六、九〇〇円	八二、六〇〇円	八二、九〇〇円	一一、三〇〇〇円	八二、六〇〇円	八二、九〇〇円	二二、九〇〇円	一一、三〇〇〇円	一一、三〇〇〇円	九六、五〇〇円	一一、三〇〇〇円	九二、二〇〇円	九〇、〇〇〇円	五六、六〇〇円	五六、三〇〇円	三九、一〇〇円	四八、八〇〇円	四六、〇〇〇円	四八、九〇〇円	三九、五〇〇円

宮城丸森神明住宅		伊具郡丸森町		昭和六十三年度	木造	六九・六	〇・九五八七	〇・五一五〇	四三、〇〇〇円
巨理郡巨理町		同		昭和五十二年度	中層耐火造	五一・三	〇・九四九一	〇・三六二九	三七、二〇〇円
同		同		昭和五十五年度	同	五七・〇	〇・九四九一	〇・四三二一	三六、九〇〇円
同		同		昭和六十年	同	六〇・七	〇・九四九一	〇・四八六〇	四四、〇〇〇円
同		同		昭和六十一年度	同	六〇・七	〇・九四九一	〇・四九三〇	四七、四〇〇円
同		同		昭和六十三年度	同	六〇・七	〇・九四九一	〇・五〇七二	四五、八〇〇円
宮城郡七ヶ浜町		同		昭和四十九年度	同	四六・五	〇・九五〇〇	〇・三二一九	二三、七〇〇円
同		同		平成二年度	同	五一・〇	〇・九五〇〇	〇・四三八四	四四、七〇〇円
同		同		同	同	六四・〇	〇・九五〇〇	〇・五五〇二	五六、一〇〇円
同		同		同	同	六四・六	〇・九五〇〇	〇・五五五四	五六、六〇〇円
同		同		同	同	七七・七	〇・九五〇〇	〇・六六八〇	六八、一〇〇円
同		同		平成三年度	高層耐火造	五五・四	〇・九五〇〇	〇・四八二七	四六、二〇〇円
同		同		同	同	六四・七	〇・九五〇〇	〇・五六三七	五四、〇〇〇円
同		同		同	同	六五・五	〇・九五〇〇	〇・五七〇七	五四、七〇〇円
同		同		同	同	七五・六	〇・九五〇〇	〇・六五八七	六三、一〇〇円
宮城郡大黒川町		同		平成五年度	中層耐火造	六六・〇	一・〇〇〇〇	〇・六二二五	八〇、七〇〇円
同		同		同	同	六九・〇	一・〇〇〇〇	〇・六四九八	八三、五〇〇円
同		同		平成四年度	木造	六八・七	〇・九五八七	〇・五六八七	四八、三〇〇円
同		同		同	同	七三・六	〇・九五八七	〇・六〇九三	五一、八〇〇円

宮城中新田羽場住宅		同		平成八年度	同	七六・六	〇・九七六一	〇・六四四〇	九〇、五〇〇円
同		同		同	同	七八・七	〇・九七六一	〇・六八三三	一一三、八〇〇円
同		同		昭和五十六年度	中層耐火造	七九・九	〇・九七六一	〇・六九三七	一一五、六〇〇円
同		同		同	同	五九・二	〇・九〇六一	〇・四六二二	四〇、四〇〇円
同		同		昭和六十三年度	木造	六七・五	〇・九〇六一	〇・四八五九	四五、七〇〇円
同		同		平成五年度	同	七七・一	〇・九八六五	〇・六五五一	九七、五〇〇円
同		同		昭和五十三年度	中層耐火造	五五・九	〇・九五〇〇	〇・四〇三三	三六、七〇〇円
同		同		同	同	五九・三	〇・九五〇〇	〇・四二六八	三八、八〇〇円
同		同		昭和五十五年度	同	五九・三	〇・九五〇〇	〇・四四〇六	三六、一〇〇円
同		同		昭和五十六年度	同	六〇・一	〇・九五〇〇	〇・四五三六	四六、四〇〇円
同		同		同	同	六八・四	〇・九五〇〇	〇・五一六二	五二、一〇〇円

備考 応益係数とは、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じた数値とする。

附則 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

〇宮城県告示第八十四号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年一月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年一月二十六日

○宮城県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、北上川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を平成二十八年一月十八日認可した。
平成二十八年一月二十六日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年一月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高柳字山神二百三十七番の一部、二百三十八番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市閑上字庚申塚二十番
株式会社三和物流

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十八年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 東日本大震災アーカイブ宮城に関する保守・運用支援業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十八年三月三十一日から平成三十一年三月三十日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで

に宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業と情報システムの運用保守に係る業務委託契約（請負額一千万円程度若しくはそれ以上の契約）を締結し、履行した実績を有すること（運用保守で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過しているものを含む。）。

9 一般財団法人日本経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から9までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札に参加を希望する者は、二の8から9に掲げる事項を証する書類を平成二十八年二月十九日午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十八年二月九日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

宮城県教育庁生涯学習課管理調整班(担当 主事 星 拓朗 電話〇二二一二一一三六五一)

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十八年二月九日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十八

年二月五日正午までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年二月十九日午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十八年二月二十六日午前九時から平成二十八年三月四日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

平成二十八年三月四日午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十八年三月七日午前十一時 宮城県行政庁舎十六階 一六〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」）

という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service(s) Required : Maintenance and Operation Assistance Service for Great East Japan Earthquake Archive Miyagi
- 2 Period of Contract : From March 31, 2016 to March 30, 2019
- 3 Bid Placement Period (by electronic submission system) : From February 26, 2016 (Fri), 9 : 00 am. to March 4, 2016 (Fri), 5 : 00 pm.
- 4 Deadline for Bid (in person) : March 7, 2016 (Mon), 11 : 00 am Conference Room 1601, Miyagi Prefectural Government Office, 16th floor
- 5 Deadline for Bid (by mail) : March 4, 2016 (Fri), 5 : 00 pm.
- 6 Contact information : Takuro Hoshi, Management Section, Life-long Learning Division, Board of Education, Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel. : 022-211-3651
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only